

延岡市公共下水道事業における
ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
マーケットサウンディング調査

令和7年8月
延岡市上下水道局

はじめに

延岡市上下水道局では、公共下水道事業及び農業・漁業集落排水事業の持続的な運営に向けて、民間の経営ノウハウや創意工夫等を活用した新たな官民連携方式「ウォーターPPP」の導入可能性に係る調査を進めています。

民間事業者の皆さんに、ウォーターPPPと本市の各事業の状況への理解を深めていただきたく、官民連携を促進していくことを目的としております。

本資料は、サウンディング調査を実施する意見聴取を目的とした資料であり、事業スキーム等については確定している事項ではございません。

1. 延岡市の概要（公共下水道事業の概要）

公共下水道事業の概要

- 本市における公共下水道事業は、昭和43年に一ヶ岡下水処理場が供用開始したのを皮切りに、市街地の発展にあわせて区域拡大を図りながら整備を進めています。
- 現在、下表に示す人口・処理方式・計画汚水量で公共下水道事業運営をしています。

| 計画目標年次 | 令和22年度 | | | |
|--------------------|-------------------------------|------------------------|------------|-------|
| 項目 | 公共下水道 | | | |
| 分類 | 旧延岡市管内（公共） | | 旧北浦町管内（特環） | |
| 処理区 | 妙田処理区 | 一ヶ岡処理区 | 阿蘇処理区 | 直海処理区 |
| 供用開始年度 | 昭和47年 | 昭和43年 | 平成5年 | 平成7年 |
| 計画区域面積 (ha) | 2,216.8 (内、特環+農集：287.8ha) | 493.0 (内、特環35.0ha) | 8.1 | 4.6 |
| 管路施設 (km) | 637.3 | | | |
| 計画人口 (人) | 90,000 | | | |
| 計画処理区域内人口 (人) | 65,360 (内、特環+農集：4,560人) | 14,770 (内、特環620人) | 170 | 120 |
| 計画日最大汚水量 (m3/日) | 44,373 (内、特環+農集：4,154m3/日) | 9,540 (内、特環409m3/日) | 98 | 55 |

出典;R6全体計画、R6経営戦略、市提供資料

1. 延岡市の概要（公共下水道事業の概要）

保有資産について

- 公共下水道事業では、総管路延長：637.3km、処理場：4箇所、ポンプ場：13箇所、マンホールポンプ場：166箇所を有しています。

ア 管渠

| 区分 | 事業計画 | | 令和4年度末 | |
|-----|---------|----------------|---------|----------------|
| | | | | |
| 汚水管 | 572.1km | うち北浦町 3.0km | 535.7km | うち北浦町 3.0km |
| 雨水管 | 154.0km | | 42.7km | |
| 合流管 | 58.9km | | 58.9km | |
| 合計 | 785.0km | うち北浦町 3.0km | 637.3km | うち北浦町 3.0km |

イ 処理場

| 処理場名 | 処理方法 | 処理能力 | 運転開始 |
|----------|----------|-------------------------|-----------|
| 妙田下水処理場 | 標準活性汚泥法 | 51,200m ³ /日 | 昭和47年6月1日 |
| 一ヶ岡下水処理場 | | 13,100m ³ /日 | 昭和43年5月1日 |
| 阿蘇処理場 | 回分式活性汚泥法 | 280m ³ /日 | 平成5年4月1日 |
| 直海処理場 | | 126m ³ /日 | 平成7年4月1日 |

ウ ポンプ場

| ポンプ場名 | | 排水量 | 運転開始年月日 |
|-----------------|----|---------------------------------|----------------------|
| 紺屋町ポンプ場 | 合流 | 汚水ポンプ 9.25 m ³ /min | 昭和49年(7月) 昭和35年度 |
| | | 雨水ポンプ 240.0 m ³ /min | |
| 須崎町ポンプ場 | 合流 | 汚水ポンプ 5.15 m ³ /min | 昭和48年(5月) 昭和36年度 |
| | | 雨水ポンプ 240.0 m ³ /min | |
| 中島町ポンプ場 | 合流 | 汚水ポンプ 11.45 m ³ /min | 昭和47年度(6月) 昭和38年度 |
| | | 雨水ポンプ 240.0 m ³ /min | |
| 西階汚水中継ポンプ場 | 分流 | 汚水ポンプ 11.89 m ³ /min | 昭和60年(4月) |
| 別府汚水中継ポンプ場 | 分流 | 汚水ポンプ 9.45 m ³ /min | 平成7年(2月) |
| 川原崎汚水中継ポンプ場 | 分流 | 汚水ポンプ 6.22 m ³ /min | 平成12年(4月) |
| 大武汚水中継ポンプ場 | 分流 | 汚水ポンプ 10.17 m ³ /min | 平成25年(6月) |
| 土々呂第1汚水中継ポンプ場 | 分流 | 汚水ポンプ 1.94 m ³ /min | 平成6年(8月) |
| 土々呂雨水ポンプ場 | 分流 | 雨水ポンプ 156.7 m ³ /min | 平成14年度 |
| 伊形雨水ポンプ場 | 分流 | 雨水ポンプ 300.0 m ³ /min | 昭和43年度 |
| 古川雨水ポンプ場 | 分流 | 雨水ポンプ 180.0 m ³ /min | 平成23年度 |
| | | 調整池 2,900 m ³ | |
| 富美山第1雨水ポンプ場(仮称) | 分流 | 雨水ポンプ 300.0 m ³ /min | 整備中 |
| | | 調整池 5,700 m ³ | |
| 富美山第2雨水ポンプ場(仮称) | 分流 | 雨水ポンプ 150.0 m ³ /min | 整備中 |
| マンホールポンプ場 | 分流 | 汚水ポンプ 4.0 m ³ /min | 166箇所 |

出典;令和5年度上下水道事業概要

1. 延岡市の概要（農業集落排水事業の概要）

農業集落排水事業概要

- 本市の農業集落排水事業は、古江処理区が昭和59年に供用を開始しました。全処理区通じて供用開始から歳月が経過しており、最も新しい農業集落排水施設である熊野江でも供用開始から20年が経過し、更新等を検討する時期に差し掛かっています。
- 現在、下表に示す人口・処理方式・計画汚水量で農業集落排水事業運営をしています。

| 処理区 | 供用開始年月 | 人口 (人) | 管路 (km) | 戸数 (戸) | 処理方式 | 計画汚水量 (m ³ /日) |
|------|---------|-----------|------------|-----------|---------------------------------------|------------------------------|
| 古江 | 昭和59年8月 | 1,453 | 6.8 | 379 | 土壌被覆型接触曝気方式 | 384.0 |
| 市振 | 平成7年4月 | 1,210 | 5.2 | 277 | 回分式活性汚泥処理方式 | 324.0 |
| 大野 | 平成8年12月 | 700 | 8.5 | 179 | 接触ばっ気を組み合わせた方式 (BOD型) (JARUS-III型) | 189.0 |
| 川水流 | 平成8年1月 | 1,280 | 9.3 | 337 | JARUS-III型 | 345.6 |
| 北浦中央 | 平成7年4月 | 1,500 | 4.2 | 322 | 回分式活性汚泥方式 (BOD型) (JARUS-XI型) | 356.0 |
| 熊野江 | 平成17年 | 750 | 7.7 | 222 | 回転板接触法 | 203.0 |
| 大峡 | - | 1,410 | 9.9 | 245 | 回転板接触法 | 381.0 |

廃止予定（公共下水道へ接続）

出典;令和5年度維持管理適正化計画（古江、市振、大野、北浦中央）、市提供資料、令和5年度上下水道事業概要

1. 延岡市の概要（漁業集落排水事業の概要）

漁業集落排水事業概要

- 延岡市の漁業集落排水事業は、宮野浦処理区が昭和60年に採択を受け、平成2年4月に供用を開始しました。宮野浦処理区、島野浦処理区ともに供用開始から歳月が経過しており、島野浦処理区でも供用開始から25年が経過し更新等を検討する時期に差し掛かっています。
- 現在、下表に示す人口・処理方式・計画汚水量で漁業集落排水事業運営をしています。

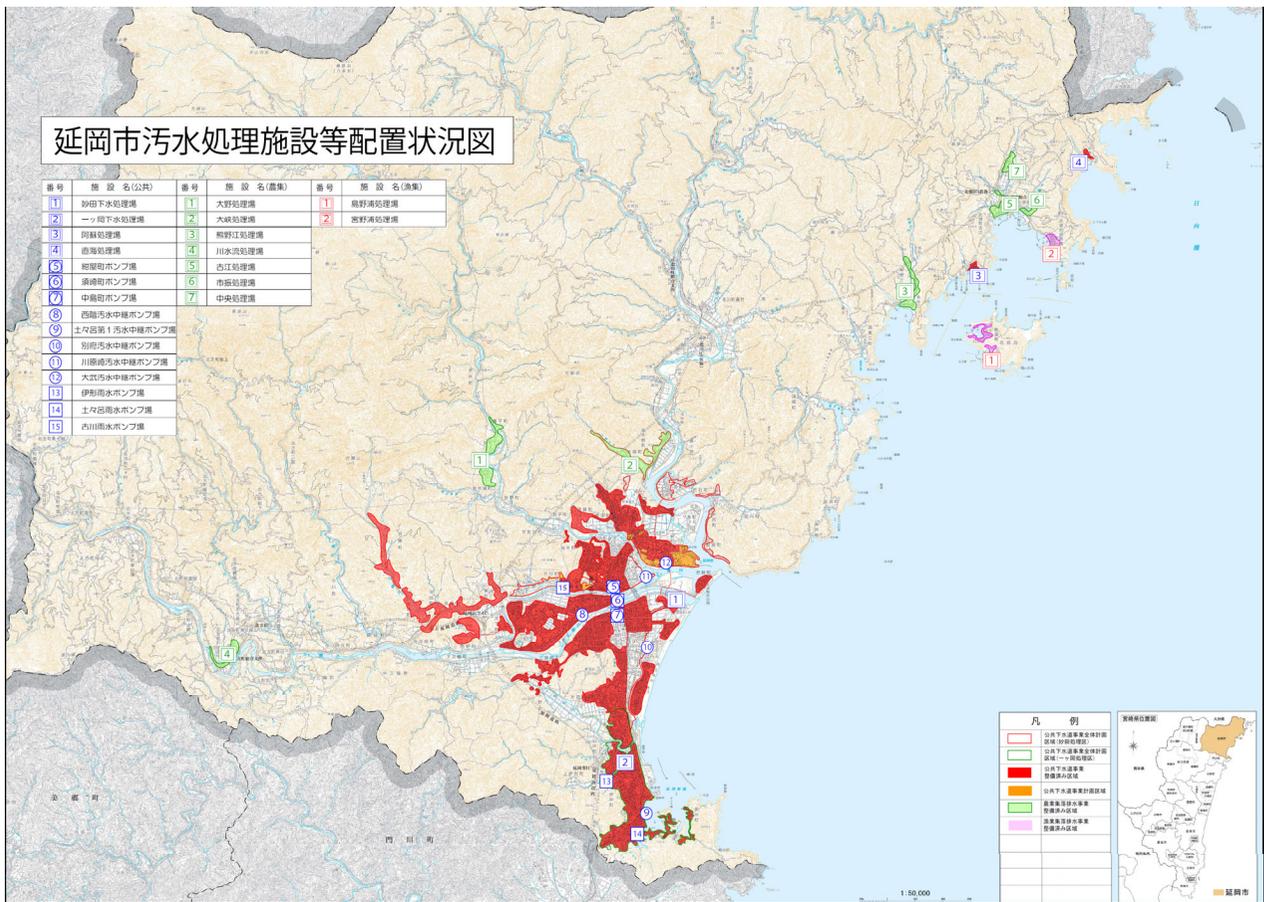
| 処理区 | 供用開始年月 | 人口 (人) | 戸数 (戸) | 管路 (km) | 処理方式 | 計画汚水量 (m ³ /日) |
|-----|--------|-----------|-----------|------------|-------------------------|------------------------------|
| 宮野浦 | H2.4 | 1,065 | 323 | 3.8 | 回分式活性汚泥法 | 514.5 |
| 島野浦 | H11.4 | 1,950 | 469 | 8.8 | 回分式活性汚泥法 (噴流攪拌固液分離法) | 286.3 |

出典;令和2年度農漁集落排水施設機能保全計画及び最適整備構想策定業務委託、令和5年度上下水道事業概要

1. 延岡市の概要まとめ

(公共下水道事業・農業・漁業集落排水の概要)

- 公共下水道、農業・漁業集落排水事業の施設位置、施設数は以下のとおりです。過去、多くの合併を行っている本市では、広域的に下水道施設、集落排水施設を有しています。



| 対象施設 | 施設数 |
|-----------------|---------|
| 汚水中継ポンプ場 | 8基 |
| 雨水ポンプ場 | 6基※ |
| 雨水調整池 | 1池 |
| 管路 | 693.4km |
| 排水処理施設（農集・漁集合む） | 13施設 |

※現在整備中の富美山第1,2は含まない

1. 延岡市の概要（市設置浄化槽の概要）

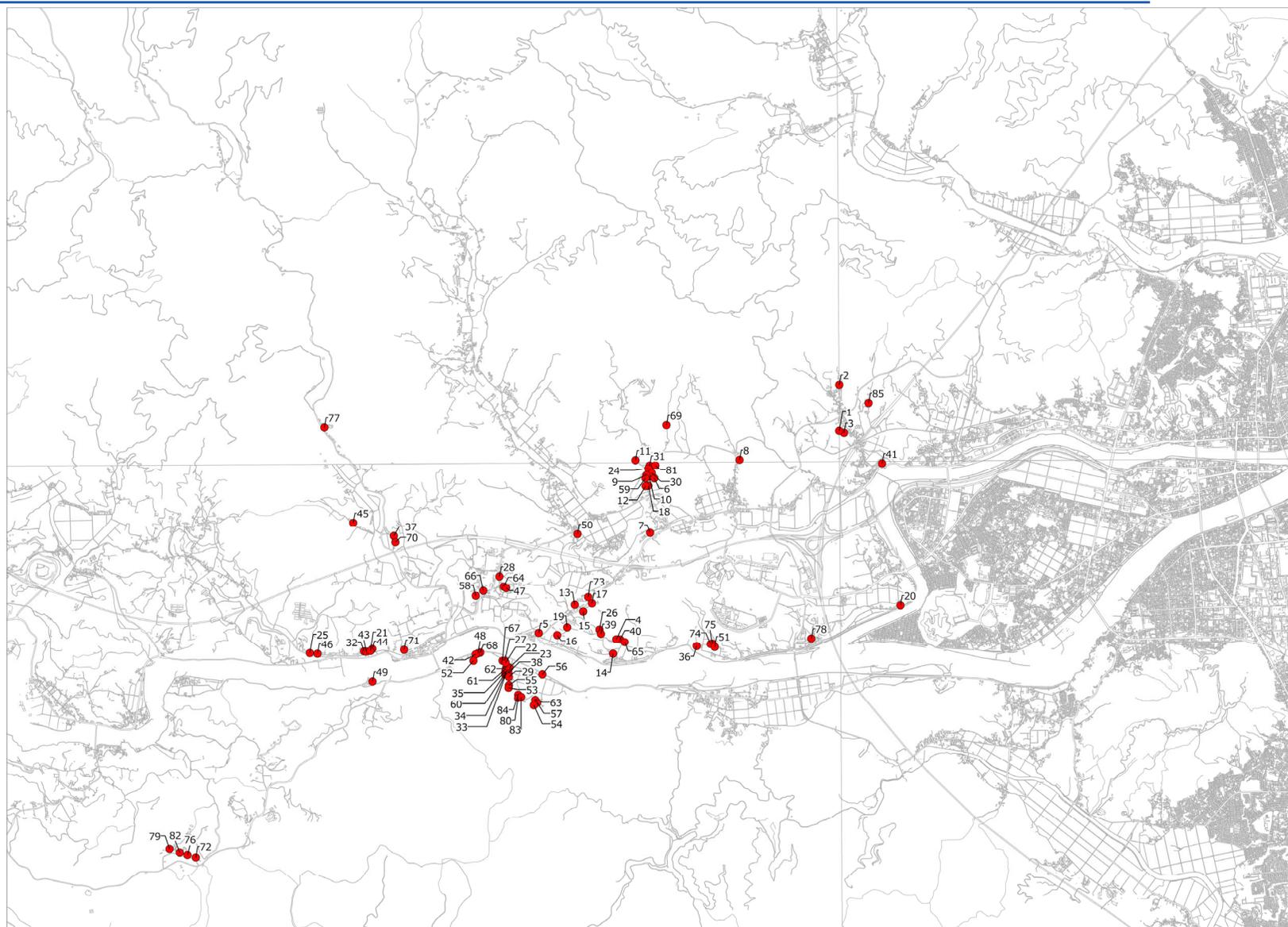
市設置浄化槽の概要

- 浄化槽事業については、平成18年度より事業に着手し、平成21年度に事業が完了しており、市設置浄化槽は市内12町に設置しています。
- 下表に示す設置場所、設置数において保守点検を行っています。

4. 市設置型浄化槽

| 設置場所 | 設置数 | 備考 |
|------|-----|--------------------|
| 中三輪町 | 25基 | 5人槽 14基 7人槽 11基 |
| 平田町 | 12基 | 5人槽 7基 7人槽 5基 |
| 貝の畑町 | 11基 | 5人槽 4基 7人槽 7基 |
| 細見町 | 7基 | 5人槽 1基 7人槽 6基 |
| 岡元町 | 6基 | 5人槽 2基 7人槽 4基 |
| 上三輪町 | 5基 | 5人槽 2基 7人槽 3基 |
| 吉野町 | 5基 | 5人槽 2基 7人槽 3基 |
| 小川町 | 4基 | 5人槽 1基 7人槽 3基 |
| 小峰町 | 4基 | 5人槽 2基 7人槽 2基 |
| 舞野町 | 3基 | 5人槽 1基 7人槽 2基 |
| 高野町 | 1基 | 5人槽 1基 |
| 松山町 | 1基 | 5人槽 1基 |
| 合計 | 84基 | 5人槽 38基 7人槽 46基 |

1. 延岡市の概要（市設置浄化槽の概要）

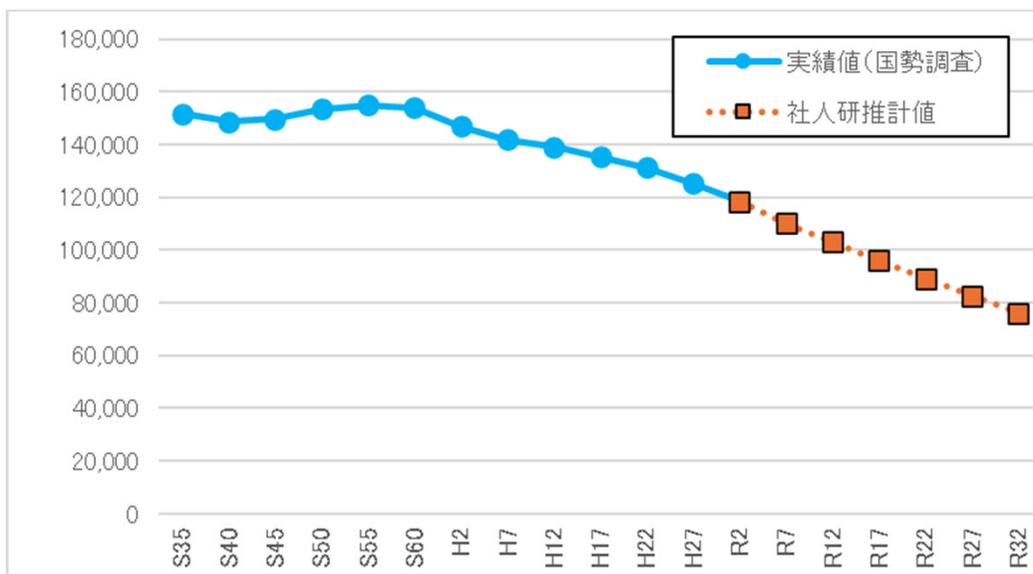


市設置型浄化槽の位置図

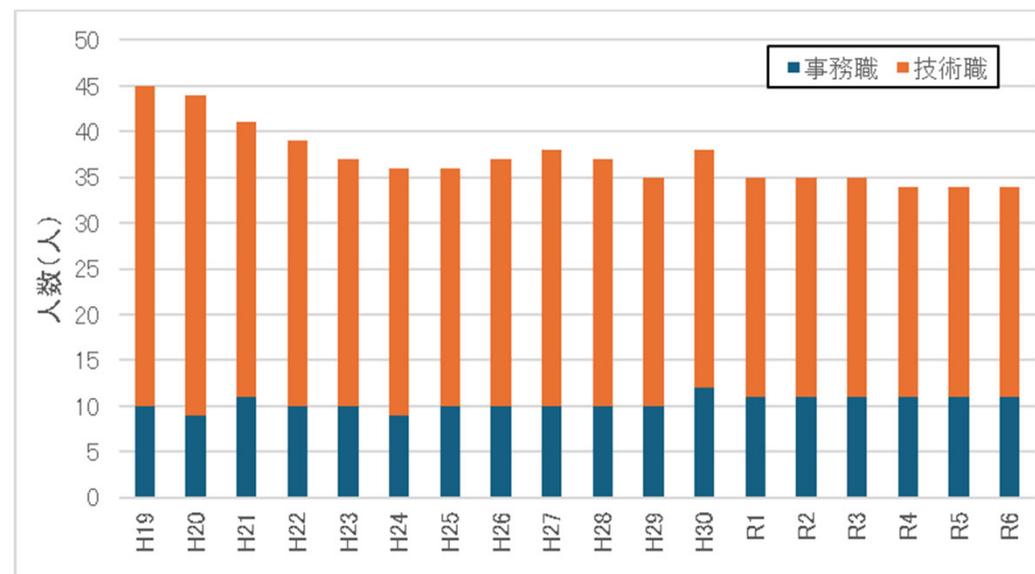
※No.20は廃止済み

2. 延岡市の污水処理事業の課題（人）

- 行政人口は減少傾向であり、将来的にも同様の傾向が続くと推計されます。社人研推計では令和32年時点で現状の3割減が想定されており、将来的な有収水量の減少や地元企業の将来の担い手不足が懸念されます。
- また、下水道職員数も平成30年度に増員があったものの、依然として微減傾向であり、将来的な執行体制の脆弱化が懸念されます。



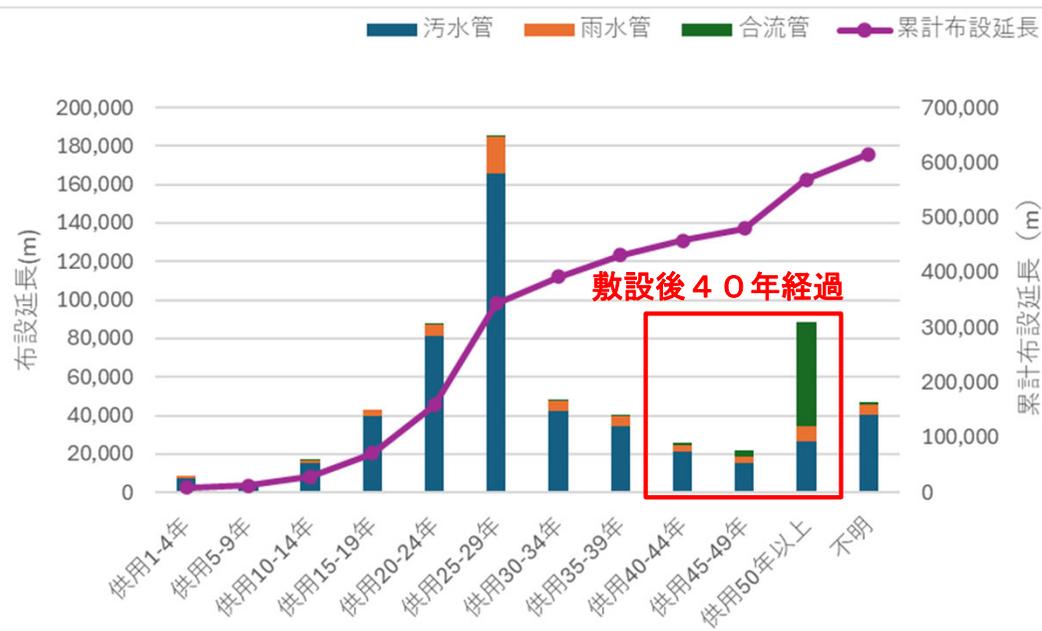
行政人口の推移と推計



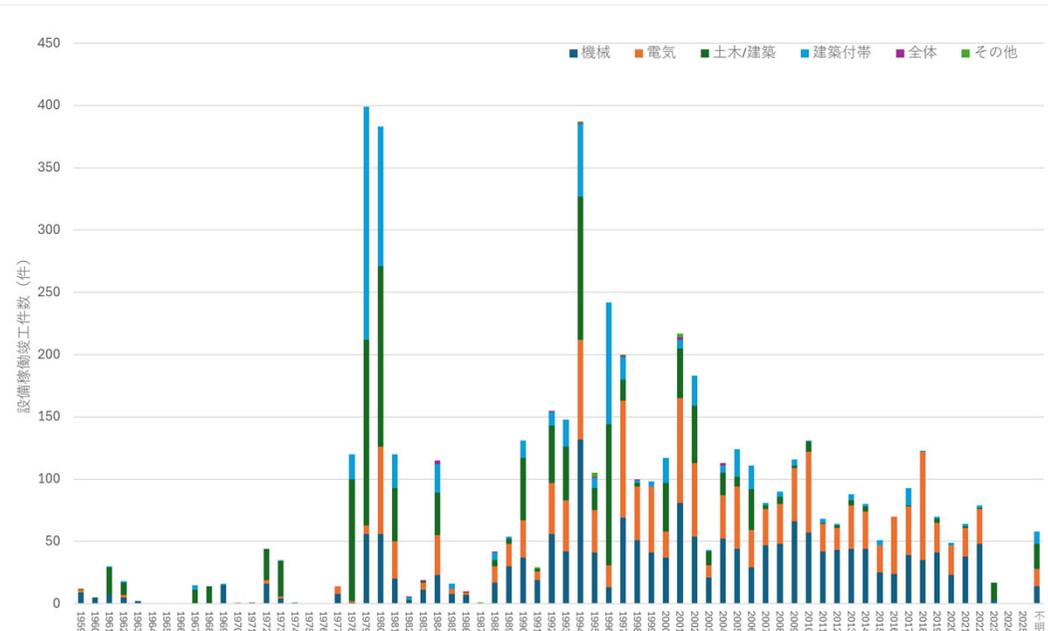
職員数の推移

2. 延岡市の污水処理事業の課題（モノ）

- 管路・処理場施設ともに老朽化が進行しており、将来的に耐用年数を経過した施設が増加すると想定されます。そのため、維持管理や改築事業の負担増加が懸念されます。
- 現在、ストックマネジメント計画に則った改築更新を鋭意進めていますが、依然として老朽化が進行しており、改築・更新の需要が高まっています。



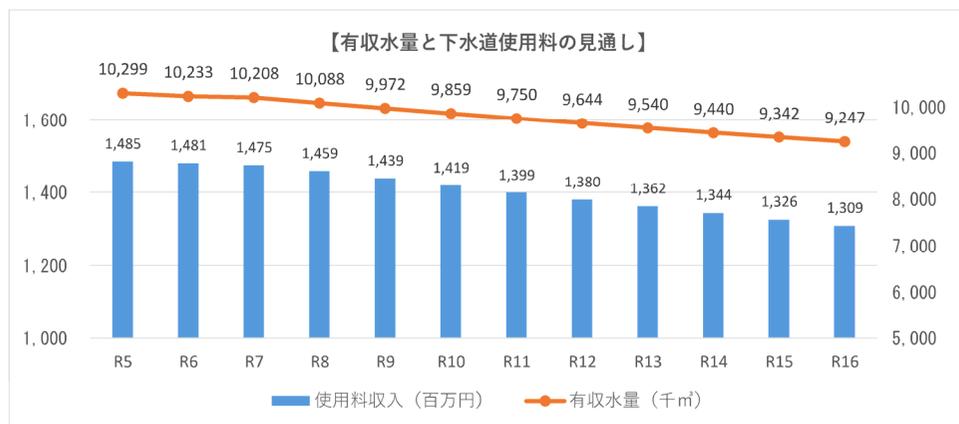
供用年数別の管渠敷設延長



年度別の施設設置数

2. 延岡市の污水処理事業の課題（カネ）

- 施設の老朽化に伴い修繕費の増加が想定されるため、改築・更新事業の実施に併せて、維持管理費の削減に努める必要があります。
ストックマネジメント計画では、処理場・ポンプ場の改築計画は5カ年で約50億円を想定しています。また、管路・マンホールポンプ等は5カ年で約10億円の修繕改築が発生すると想定しています。
- なお、使用料収入は今後減少が想定されており、10年後には1割程度の減少が見込まれています。



有収水量の将来予測

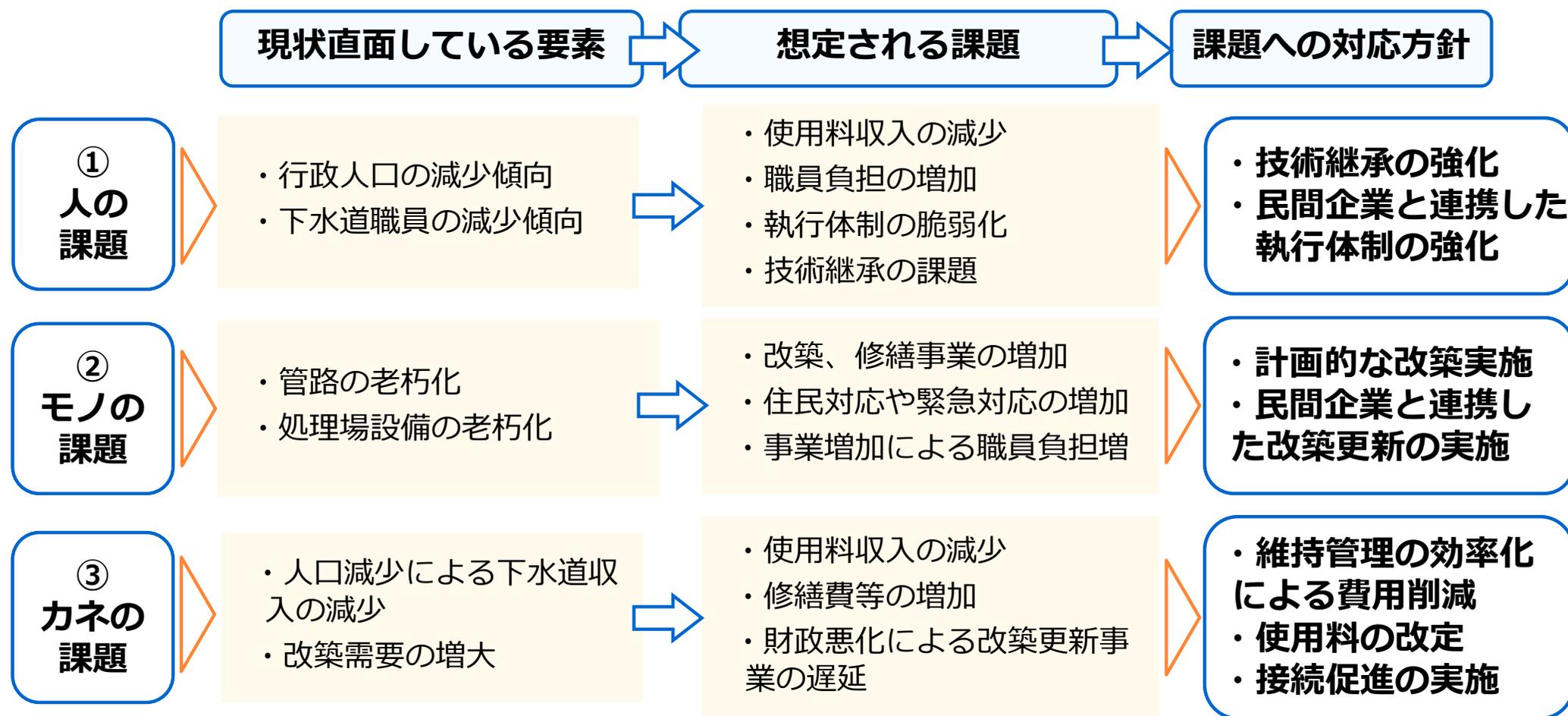
| 処理区 | 概算費用(百万円) | | | |
|-----|-----------|---------|--------|---------|
| | 処理場 | ポンプ場 | 管路 | 計 |
| 一ヶ岡 | 524.0 | 290.0 | 659.3 | 1,473.3 |
| 妙田 | 2,504.0 | 1,643.0 | 350.3 | 4,497.3 |
| 計 | 3,028.0 | 1,933.0 | 1009.6 | 5,970.6 |

ストックマネジメント計画における今後5年間の改築費用

2. 延岡市の污水処理事業の課題

污水処理事業が現在直面している課題を考慮すると、安心・安全で効率的かつ持続可能性のある事業執行のために、新たな対応方針が必要になっています。

【現状・課題・新たな対応方針】



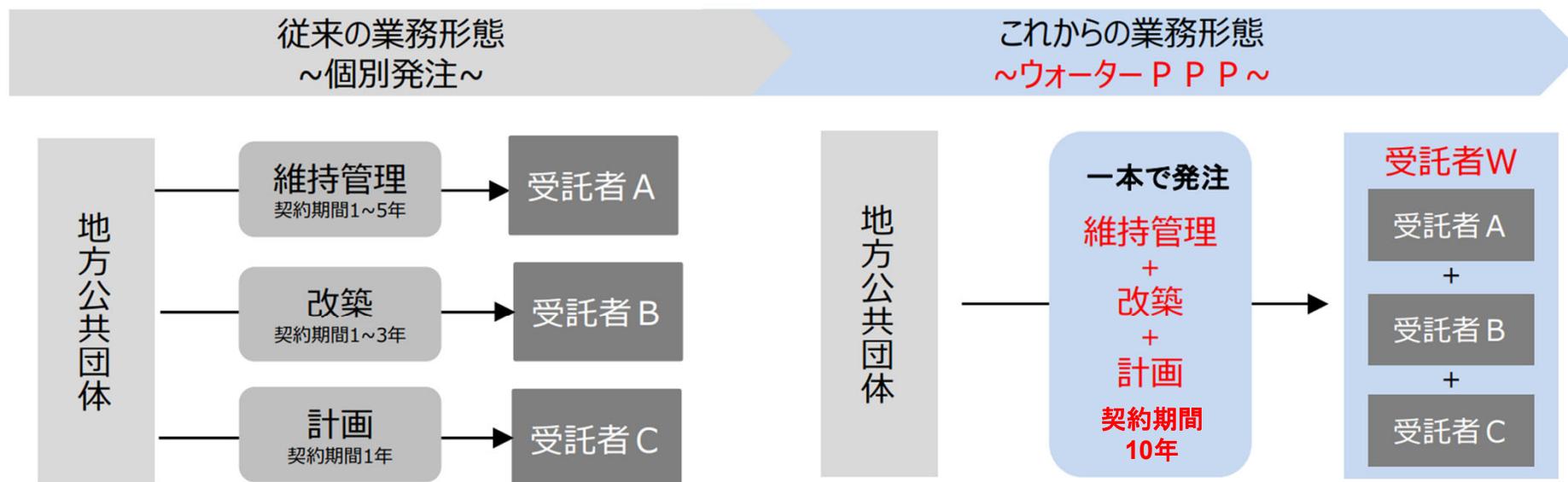
2. 延岡市の汚水処理事業の課題

先に示した課題の影響により、現行のままでは汚水処理事業の継続が困難になる恐れがあります。

そのため、より効率的・効果的な執行体制の構築が必要となります。

【課題の解決策の一つ】

管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP）の導入



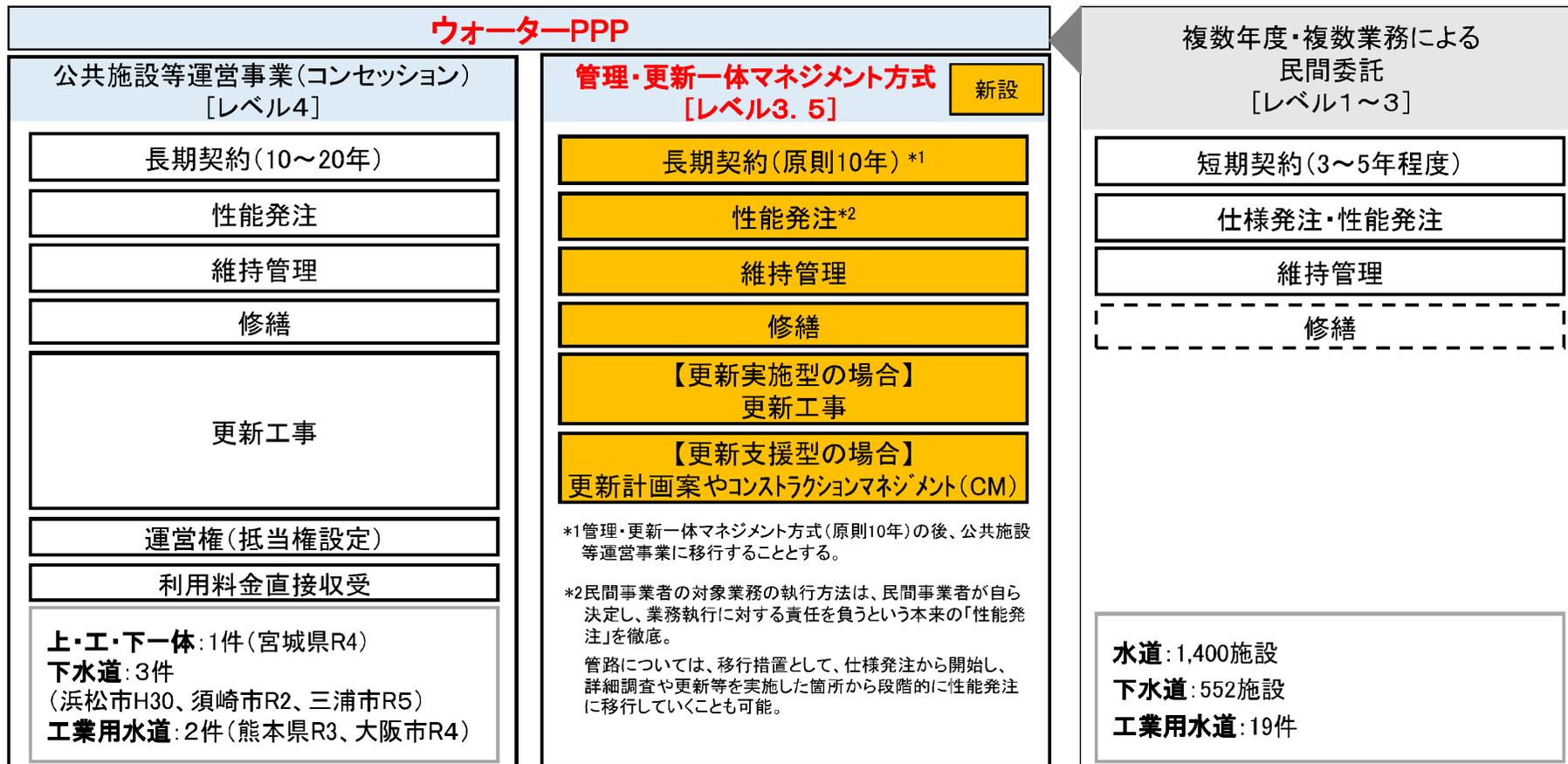
- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- （民間）業務が小さい・短い人手がかかり利益も上げづらい。
人口減少による担い手不足の深刻化。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- 契約期間が長期▶スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
- 各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

3. ウォーターPPPとは

ウォーターPPPは、令和5年度に新たに位置付けられた民間委託であり、コンセッション方式（レベル4）と管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称になります。

※他事業とのバンドリングや、近隣市町村との連携も可能



出典) ウォーターPPPの概要

3. ウォーターPPPとは

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は次の4要件を全て充足する必要があります。

①長期契約

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年**とする。

②性能発注

- **性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
(性能規定の例) 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること。
管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は事業者委ねる）

③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新を一体的に実施する『**更新実施型**』と、更新計画の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する『**更新支援型**』を基本とする。

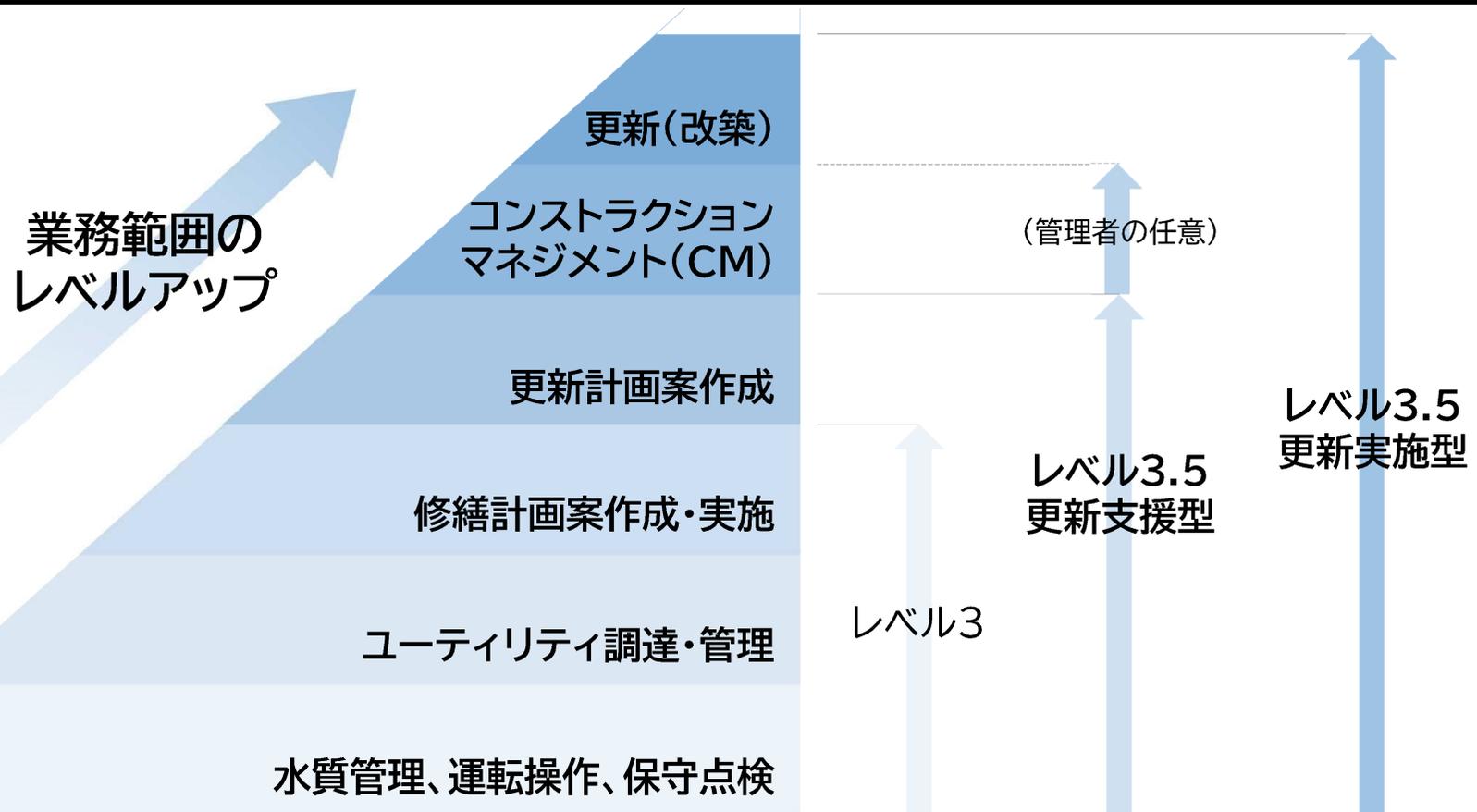
④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する）
- 官民の分配比は自由

3. ウォーターPPPとは

【更新実施型と更新支援型のイメージ】

- 更新実施型は、更新(改築)の発注業務の委託まで含むもの
(改築は受託者が実施)
- 更新支援型は、更新計画案作成まで含むもの(改築は管理者が実施)
- 更新支援型は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意



3. ウォーターPPPとは

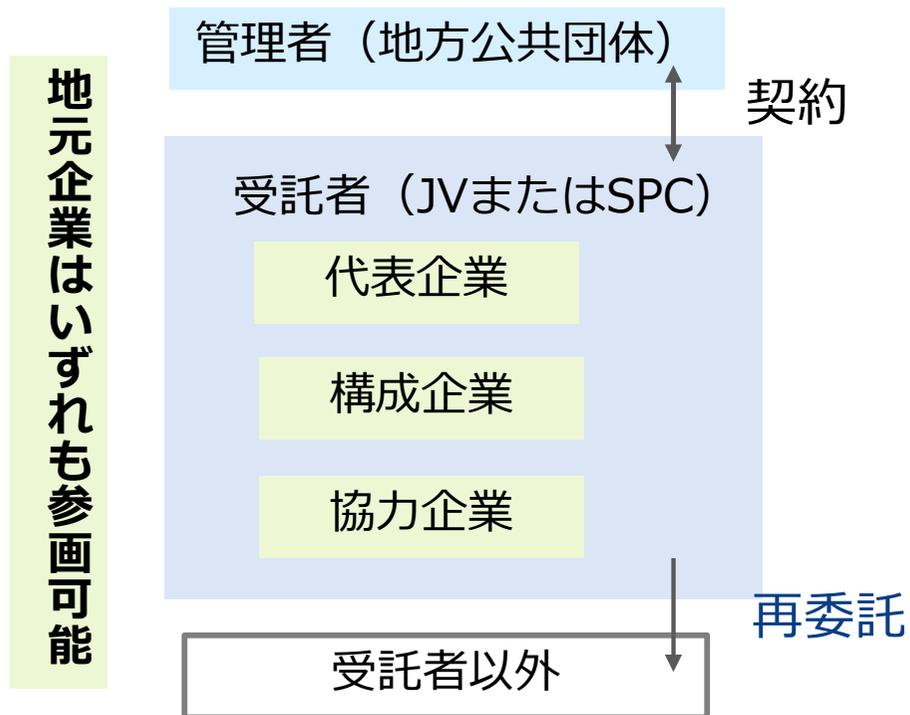
汚水処理事業の継続には地元企業の協力が必須です。そのため、ウォーターPPPの導入にあたっては地元企業への配慮及び連携を想定しています。

地元企業への配慮・連携の例

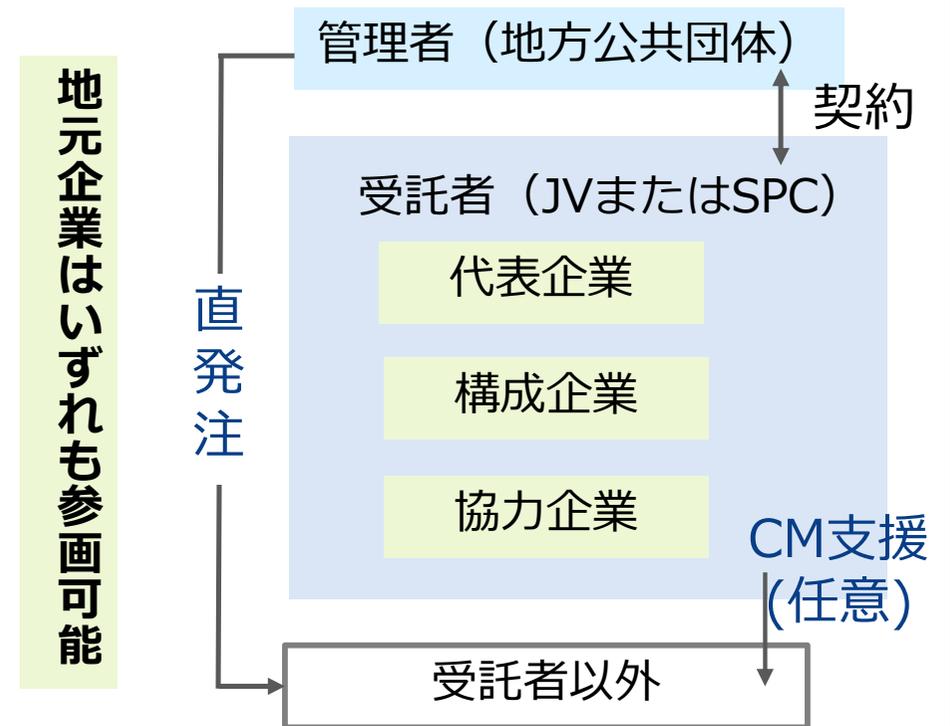
⇒提案審査において、地元企業の活用提案を加点要素とする

⇒受託者内に、地元企業が参画することを必須とする

◎更新実施型の例



◎更新支援型の例



4. 延岡市のウォーターPPP事業案

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の導入検討にあたり、対象施設・業務範囲の設定について、少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設・業務を念頭に置いて、導入の検討を開始することが国交省より示されています。

これをふまえて、本市としては、まずは地元企業と連携を前提に、汚水処理事業の全施設を含めた検討ケースを設定しました。

【本市における対象】

- 対象事業：公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、市設置型浄化槽事業
- 委託期間：10年間（令和10～19年度を想定）
- 対象区域：市内全域
- 参画体制：地元企業と連携としたSPCもしくはJV
- 発注方式：プロポーザル方式（想定）
- 事業方式：管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5） 更新支援型
- 対象業務：次ページ以降を参照
- 対象施設：全施設
(公共下水道事業) 処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、管路施設
(農業・漁業集落排水事業) 処理場、マンホールポンプ、管路施設
(市設置型浄化槽事業) 浄化槽

4. 延岡市のウォーターPPP事業案

全事業共通の業務は以下の内容を想定しています。
複数事業の一括発注となるため、事業全体の統括管理する業務を設置し、円滑な連絡体制の構築や効率的な事業実施を目指します。

全事業共通の想定業務

| 業務内容 | 下水道 | 集落排水 | 特記内容 |
|-------------|-----|------|--|
| 統括管理・マネジメント | ○ | ○ | |
| データ管理支援 | ○ | ○ | |
| セルフモニタリング | ○ | ○ | |
| 計画等策定業務 | ○ | ○ | 全体計画、事業認可等の策定支援 |
| 窓口業務 | | | 先業務を対象とする場合、コンセッション方式となり事業規模が過大になると想定されるため、本事業には含まない |
| 検針業務 | | | |
| 料金徴収業務 | | | |
| 滞納整理業務 | | | |
| 各種システム管理 | | | |
| 災害対応業務 | ○ | ○ | 「災害時維持修繕協定」を締結 |

4. 延岡市のウォーターPPP事業案

公共下水道事業の業務は以下の内容を想定しています。全施設で**更新支援型**を採用することで効果が最大化すると想定しています。
 なお、雨水施設はリスク分担の観点から、仕様発注等も想定されます。

公共下水道事業の想定

| 業務内容 | 管路 | | 施設 | | | |
|-----------------|--------|--------|-----|--------|----|--------|
| | 汚水管路施設 | 雨水管路施設 | 処理場 | 汚水ポンプ場 | MP | 雨水ポンプ場 |
| 営業業務 | × | | | | | |
| ユーティリティ等調達 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 廃棄物処分 | | | ○ | ○ | | ○ |
| 台帳システム管理 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 台帳データ管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 運転管理 | | | ○ | | | ○ |
| 水質・汚泥試験 | | | ○ | | | |
| 保守点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 清掃業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 修繕業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 苦情要望対応 | ○ | ○ | | | ○ | |
| 緊急対応 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 調査業務（更新計画策定用調査） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 更新計画案作成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 詳細設計 | × | × | × | × | × | × |
| 更新工事（改築工事） | × | × | × | × | × | × |
| CM業務（発注支援） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4. 延岡市のウォーターPPP事業案

農業・漁業集落排水事業及び市設置型浄化槽事業の想定業務

農業・漁業集落排水事業及び市設置型浄化槽事業の業務は右記の内容を想定しています。公共下水道事業同様に全施設で**更新支援型**を想定しています。

| 業務内容 | 管路 | 施設 | | 浄化槽 |
|-----------------|------|-----|----|-----|
| | 管路施設 | 処理場 | MP | |
| 営業業務 | × | | | |
| ユーティリティ等調達 | | ○ | ○ | ○ |
| 廃棄物処分 | | ○ | | ○ |
| 台帳システム管理 | △ | △ | △ | △ |
| 台帳データ管理 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 運転管理 | | | | |
| 水質・汚泥試験 | | ○ | | ○ |
| 保守点検 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 清掃業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全管理 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 修繕業務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 苦情要望対応 | ○ | | ○ | ○ |
| 緊急対応 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 調査業務（更新計画策定用調査） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 更新計画案作成 | ○ | ○ | ○ | △ |
| 詳細設計 | × | × | × | × |
| 更新工事（改築工事） | × | × | × | × |
| CM業務（発注支援） | ○ | ○ | ○ | ○ |

4. 延岡市のウォーターPPP事業案

先に示した各業務の概要は、以下のとおりです。

| 業務名 | 用語の定義 |
|------------|--|
| 営業業務 | 下水道事業及び集落排水事業における窓口業務、検針業務、料金徴収業務、滞納整理、各種システム管理 |
| ユーティリティ等調達 | 電気、ガス、各種燃料、薬品、部品、備品等業務上必要な物品調達 |
| 廃棄物処分 | 汚泥、沈渣し渣、一般廃棄物等業務上排出される廃棄物の処分 |
| 台帳システム管理 | 受託者による台帳システムの新規構築及び管理 |
| 台帳データ管理 | 市が保有する台帳システムへの入力作業及び入力補助業務 |
| 運転管理 | 常駐施設における運転操作業務（遠方監視施設は計上しない） |
| 水質・汚泥試験 | 管理上必要（水質管理、法定検査等）な水質及び汚泥の検査業務 |
| 保守点検 | 巡回、日常点検、定期点検、法定点検等業務上発生する点検業務 |
| 清掃業務 | 清掃業務（清掃業務に伴う廃棄物の処分を含む） |
| 安全管理 | 作業環境管理、保護具管理、安全訓練、作業手順管理等作業上必要な安全管理業務 |
| 修繕業務 | 計画修繕、突発修繕、緊急修繕等業務上発生する修繕業務 |
| 苦情要望対応 | 管路施設に起因する道路陥没、臭気等の苦情要望受付及び対応 |
| 緊急対応 | 施設・設備の突発故障対応、災害時初期対応等業務上発生する緊急対応（緊急調査を含む） |
| 調査業務 | 更新計画策定に伴う調査業務 |
| 更新計画案作成 | 対象区域内の更新計画案作成業務（管理者の確認を経てそのままストックマネジメント計画になりうる内容のもの） |
| 詳細設計 | 基本設計を基にした詳細な設計業務 |
| 更新工事（改築工事） | 施設の能力変化、建て替えを伴う大規模な工事を除く |
| CM業務（発注支援） | 工事における業務を管理者側に立って技術的な中立性を保ちながらマネジメントを行う業務 |

5. 地元企業の参画について

本市の污水処理事業は、地元企業の寄与によって成り立っており、ウォーターPPPに際しても、**地元企業の協力は重要**と考えています。

污水処理事業の視点

- 地元企業による、地域に根差した柔軟かつ迅速な対応が期待できる。
- 地域内の連携が取りやすく、住民と良好な意思疎通ができる可能性がある。
- 実績を積むことで、ノウハウが蓄積され、実務的なレベルアップや、公共サービスの担い手育成が期待できる。

地元企業の視点

- 新たなビジネスチャンスに繋がるとともに、長期契約に伴う安定収入や事業計画の見通しが立て易くなる可能性がある。
- ウォーターPPP事業に参画することにより、地域の注目を集め易くなり、経営の安定化や事業拡大の可能性が高まることが期待できる。

地元経済の視点

- 他の地元企業に対する新たなビジネス機会の創出や連携した技術開発などのほか、地域内での情報共有やネットワークの構築に繋がる可能性がある。
- 地元企業がウォーターPPP事業に参画することで、通年での雇用拡大に繋がり、地域経済の活性化や地元に対する経済効果に寄与することが期待できる。

5. 地元企業の参画について

本事業では、地元企業グループによる参加を承認することが想定されます。
地元企業を中心に設置される法人格のある組合であれば、本事業の構成企業として参画可能と考えています。

また、法人格を有さな地元企業グループであっても、地域維持型建設共同企業体（地域JV）として入札参加資格をことが考えられます。

地域維持型契約方式の活用（入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定)）

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)
地域の

- 単体企業
- 経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

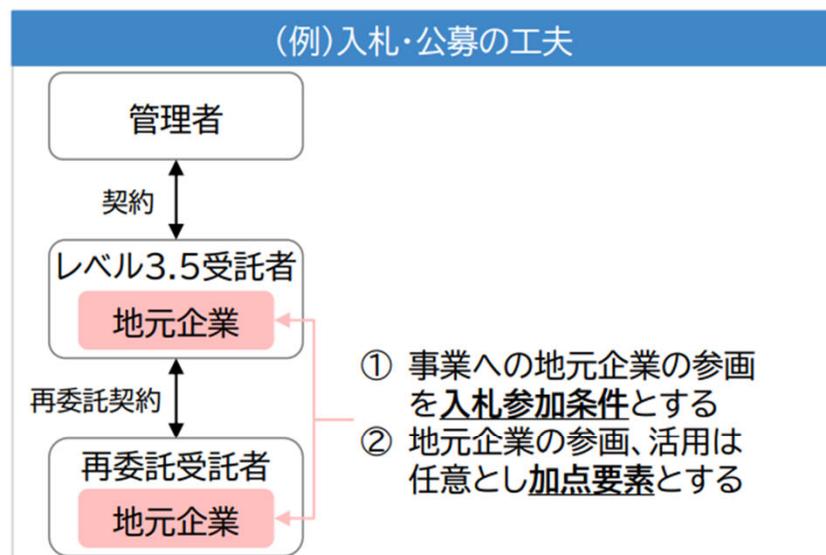
- 地域維持型建設共同企業体

※出典:国土交通省「地域維持型契約方式について」

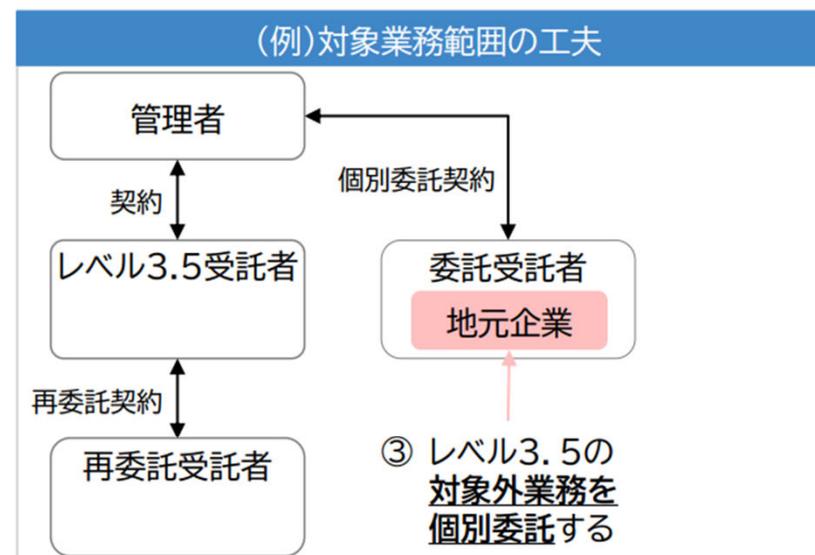
5. 地元企業の参画について

公募時に、JV・SPC内に地元企業が含まれることを参加要件とする、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の措置を想定しています。

また、地元企業の活用等の観点から、一部業務を対象外とすることも考えられますが、この場合は客観的な情報に基づいた説明が必要です。



- ①の場合、提案者数の減少や競争性・公平性に留意が必要。
- ②の場合、地元企業の関与の方法等が民間事業者の提案に委ねられる点に留意が必要
- レベル3.5受託者となれなかった場合に備え、再委託受託者等による地元企業の参画機会の確保等の工夫も考えられる。

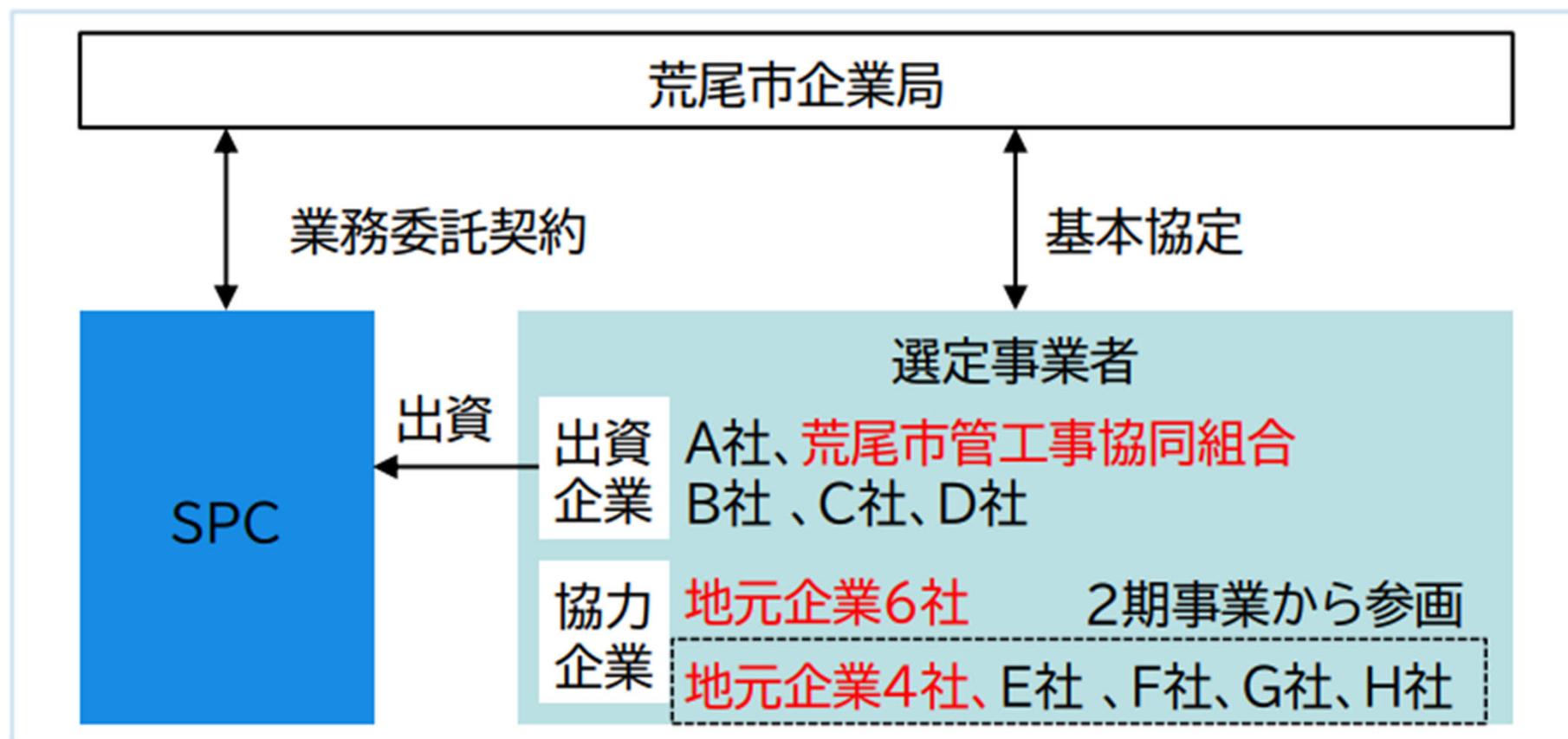


- レベル3.5の対象業務を制限する場合、客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。
- MSを活用し、客観的な情報を整理する場合は、対象とする企業の設定や意見の取りまとめに対し、客観性・公平性に留意が必要。

5. 地元企業の参画について

【他都市の事例】

他都市でSPCの構成企業及び協力企業に地元企業が加わった事例です。
以下では、SPCの構成員に管工事組合が、協力企業にその他地元企業が加わっています。



※出典：国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版」 ※荒尾市内企業

6. 参画体制について

民間事業者の体制（JV,SPC等）について指定はありませんので、民間事業者で最適な体制を構築して、参画してください。

| 類型 | 単独の民間事業者等 | JV(ジョイントベンチャー) | SPC等の新会社の設立 |
|--------------|--|--|--|
| 効果・ メリット | - | <ul style="list-style-type: none"> ● SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる) | <ul style="list-style-type: none"> ● 一体的な事業実施 ● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能 |
| 留意点・ ポイント | <ul style="list-style-type: none"> ● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる | <ul style="list-style-type: none"> ● 一体的な事業実施の観点を考慮 ● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新会社の設立や運営等の負担が大きい ● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある |

※出典:国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版」

68

7. 事業スケジュール（想定）

現時点での想定スケジュールは以下のとおりであり、令和10年度からの事業開始を目標としています。

